

| | | | | |
|--|---|---|---|---|
| | | が行われているものと思われる。これらの手段を着実に行うことにより、施策目標の達成に向けて進展があつたと考える。 | | |
| 6-7-IV 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を図ること | 子育てに自信が持てない親の割合、育児に参加する父親の割合 | 妊娠・出産・育児に関する親の不安を軽減し、安心して育児を楽しみ、子どもに愛情を注げるよう、また子どもの豊かな心の成長を育むための取り組みは極めて重要であり、育児不安軽減のための取り組みや健やか親子21の推進により、目標達成に向け努力しているところであり、引き続きこうした取り組みを推進していくこととしている。また、2005年に中間評価として、必要な施策の見直しを行うこととしている。 | ③ | ③ |
| 施策目標8 総合的な母子家庭等の自立を図ること | | | | |
| 6-8-I 母子家庭の生活の安定を図ること | 児童扶養手当支給件数 | 児童扶養手当受給者は、母子家庭の増加に伴い増えているが、平成15年度から母子家庭等の自立に向け、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など総合的な取組を推進しており、児童扶養手当は、母子家庭等の自立に向けた経済的支援の一つとして大きな役割を果たしており、目標に向けて進展があつた。 | ② | ② |
| 6-8-II 母子家庭の母等の自立のための就業支援を図ること | 母子家庭等就業・自立支援センターの講習会受講者数、母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談件数、母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業者数（延べ人數）、高等技能訓練促進費事業による資格取得者数 | 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、個々の家庭の事情に応じた一貫した就業サービスを提供し、一定の就業実績を上げており、また、高等技能訓練促進費事業においては、就職に結びつきやすい資格の取得期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を維持するのに効果があり、目標達成に向けて進展があつた。 | ② | ② |
| 基本目標7 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること | | | | |
| 施策目標1 生活困窮者等に対し必要な保護を行うこと | | | | |
| 7-1-I 生活困窮者に対し必要な保護を行うこと | 被保護者数、給付額、不正受給件数、自立支援プログラムの参加者数 | 厳しい社会経済情勢のため生活困窮者が増加している中、生活困窮者に対して必要な保護が行われており、また、資産調査、収入調査等の徹底により不正受給件数が相当数顕在化していると評価できるが、これらの十分性を客観的に分析することは難しい。一方、自立支援プログラムについては、平成17年度から導入を推進することとした。 | ② | ③ |
| 7-1-II 災害に際し応急的に必要な救助を行ふこと | 被害発生から避難所設置までの時間 | 平成16年度において災害救助法が適用された災害については、都道府県と密に連絡を取り合い、助言を行うことによって適用の判断を早めるとともに、避難所も適切に設置・運営が行われており、適切な応急救助が実施され、目標の達成に向けて進展があつた。 | ② | ② |
| 施策目標2 地域福祉の増進を図ること | | | | |
| 7-2-I ボランティア活動等住民参加による地域福祉活動を促進し、地域福祉を推進すること | ボランティアセンターにおいて把握しているボランティア数 | 地域福祉の推進のためには、住民自身による福祉活動への参加は重要である。当該施策目標のために行っている事業は、住民が地域福祉活動に参加するための基盤整備を行うものであり、これによりボランティア数は、平成16年度においては平成15年度と比べて減少しているものの、平成12年度から平成14年度までのいずれの年度をも上回っている。また、多くのボランティアが参加するNPO、住民参加型サービス団体等も増加しており、地域福祉の推進に寄与している。 | ② | ① |

| | | | | |
|--|--|--|---|---|
| 7-2-II ホームレスの自立を促進すること | ホームレス自立支援センター及びシェルターにおける収容可能人員（定員） | ホームレス自立支援センター等の整備は進んでおり、ホームレスの自立の支援に向けて事業が着実に展開されていることから、目標の達成に向けて進展があった。しかし、ホームレスの数については、平成15年3月の全国調査により約2万5千人が確認されたところであり、自立支援のための施策を更に推進する必要がある。 | ② | ② |
| 施策目標3 社会福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること | | | | |
| 7-3-I 社会福祉事業に従事する人材の養成確保を推進することにより、より質の高い福祉サービスの提供がなされる基盤を整備すること | 社会福祉士登録者数、介護福祉士登録者数、社会福祉施設に従事する介護職員に占める介護福祉士の割合、福利厚生センター加入者数 | 介護保険制度及び支援費制度の施行等に伴い、従前にも増して良質な福祉サービスを提供できる質の高い福祉人材の育成・確保が求められているため、新規養成施設の指定や修学資金補助制度等を行うとともに、介護教員養成講習会の受講の必修化、福利厚生センターの加入促進等の取組を行い、その結果、社会福祉士及び介護福祉士の登録者数、福利厚生センターの加入者数は前年度を上回るなど着実に伸びており、目標を達成した。 | ① | ① |
| 7-3-II 利用者の選択を可能にするための情報提供や判断能力が不十分な者に対する援助を行うことにより、福祉サービスの利用者の保護を図ること | 苦情受付件数に占める解決件数の割合、第三者評価の受審件数（第三者評価の定着後に調査を実施） | 苦情解決事業については、認知度が高まり、運営適正化委員会における苦情受付件数が増加していること及び苦情受付件数に占める解決件数の割合が9割以上と高い水準を確保しているなど、利用者保護の一環として適切な運営が行われており、目標の達成に向けて進展があった。第三者評価事業については、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について（通知）」の発出、第三者評価機関育成支援事業等により、第三者評価事業が更に普及・定着していくことが期待される。 | ② | ② |
| 施策目標4 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること | | | | |
| 7-4-I 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと | 援護年金の額、援護年金受給者数、戦傷病者手帳の交付人数、特別弔慰金及び各種特別給付金の請求期間満了から1年以内に処理した割合、昭和館の年間入場者数 | 戦傷病者、戦没者遺族への援護施策は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づき適切かつ効率的に実施されており、また、昭和館においても戦中・戦後の労苦を広く国民に継承していることから、目標の達成に向けて進展があった。 | ② | ② |
| 7-4-II 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること | 収集した遺骨数、DNA鑑定による遺族への遺骨返還数、慰靈巡拝の実施（地域）数、慰靈友好親善事業の実施（地域）数、小規模慰靈碑建立数 | 戦没者の遺骨収集の迅速かつ適切な実施や、慰靈巡拝、慰靈友好親善事業の着実な実施、慰靈碑の建立に係る現地政府との協議の再開により、戦没者遺族の慰藉の達成に向けて進展があった。 | ② | ② |
| 7-4-III 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること | 中国残留邦人等帰国者数、自立指導員派遣回数 | 中国残留邦人等に対する帰国援護、受入れ、定着・自立援護の適切な実施により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進、永住帰国者の自立支援の達成に向けて進展があった。 | ② | ② |
| 7-4-IV 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること | 平成18年度末までにロシア政府の保有する抑留者名簿を受け取り、データベース化する。平成22年度末までに重要又は使用頻度の高い人事記録をデータベース化する。恩給請求書について、3ヶ月以内に進達した割合（書類不備等による返戻分を除く）。 | 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管し、また、恩給請求書について、3ヶ月以内に進達した割合（書類不備等による返戻分を除く）が100%を維持するなど、恩給の進達業務が迅速かつ適切に行われており、旧陸海軍に関する人事資料の適切な整備保管の達成に向けて進展があった。 | ② | ① |
| 基本目標8 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること | | | | |
| 施策目標1 障害者の住まいや働く場ないし活動の場を整備すること | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 8-1-I 障害者の住まいや活動の場を整備すること | グループホームの整備量、福祉ホームの整備量、授産施設の整備量 | 施策目標を達成すべく、効果的・効率的に事業を実施している。ノーマライゼーションの理念の下、在宅サービスの整備を図ることが重要となっており、グループホーム、福祉ホーム、授産施設について、今後とも地域における計画的な整備を進めていくことが必要である。 | ② | ① |
| 8-1-II 障害者の雇用を促進すること（基本目標4 施策目標3-IIを参照） | | | | |
| 施策目標2 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備すること | | | | |
| 8-2-II 施設・在宅両面にわたる介護等のサービスが適切に提供される体制を整備すること | ホームヘルパーの確保人数、デイサービスセンターの設置箇所数、ショートステイの整備量（人分） | それぞれの事業は効率的・効果的に実施されており、施策目標である在宅介護等のサービスが適切に提供される体制の整備は概ね達成していると考えられる。なお、ノーマライゼーションの理念の下、在宅サービスの整備の推進が重要であり、できる限り在宅サービスの整備を行うこととしている。 | ① | ① |
| 施策目標3 障害者の自己実現や社会参加を通じた生活の質の向上を進めること | | | | |
| 8-3-I 障害者が必要とする情報や福祉用具等を十分に入手できる体制を整備すること | 字幕や手話入りビデオテープの製作数、点字図書等の発行数、貸出数、障害者情報ネットワーク（ノーマネット）のアクセス数、手話通訳者等の養成研修者数、国立身体障害者リハビリテーションセンターにおける研究件数、財團法人テクノエイド協会を通じた研究開発助成件数 | 障害者に対する情報提供については、様々な媒体を活用し障害者の情報入手の機会やコミュニケーション手段の拡大を図っているほか、都道府県・市町村における前年度と同程度の手話通訳者等の養成により手話通訳の普及が効果的・効率的に行われており、今後も施策目標の達成に向けてより一層の推進を図っていく。福祉用具については、「障害者の自立促進、介護者の負担軽減に資する福祉用具開発」を効果的・効率的に実施しているところであり、施策目標の達成に向けて進展があった。 | ② | ② |
| 8-3-II 障害者の雇用を促進すること（基本目標4 施策目標3-IIを参照） | | | | |
| 8-3-III 障害者のスポーツ、芸術・文化活動を支援すること | 全国規模の障害者スポーツ大会開催数、ブロック単位の障害者スポーツ大会開催数、障害者スポーツ指導者養成数、「障害者の明るい暮らし」促進事業・障害者社会参加総合推進事業等の実施自治体数 | 障害者スポーツの普及を推進するため、障害者スポーツ大会開催事業及びスポーツ指導員養成事業を効果的・効率的に実施しており、平成16年度においては、全国規模の大会が84、ブロック単位の大会が397開催され、障害者スポーツ指導者養成数が同年度末で約2,4万人となるなど、また、障害者の芸術・文化活動の振興、社会参加の促進のための事業を効果的・効率的に実施しており、事業実施自治体数も毎年増加するなど、施策目標の達成に向けて進展があった。 | ② | ② |
| 基本目標9 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること | | | | |
| 施策目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること | | | | |
| 9-1-I 持続可能な公的年金制度を構築すること | マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）、財政再計算との乖離状況（積立金）、年度末における各資産の構成割合と移行ポートフォリオの乖離幅、運用実績、社会保障協定の締結状況、公的年金各制度の保険料率、平均年金月額、財政指標（年金扶養比率等） | 今後、公的年金制度を巡る様々な課題についても、社会保障制度全体の一体的見直しと整合性を図りつつ、検討していく必要がある。年金積立金の運用については、平成16年度末の年金資金運用基金分の資産構成割合が移行ポートフォリオの乖離許容幅の範囲に収まっており、目標を達成したと考えられる。また、フランス及びベルギーとの間の社会保障協定が締結に至ったことは評価でき、引き続きカナダ、オーストラリア等との間でできるだけ早期に協定を締結できるよう努力していくこととしている。 | ② | ② |
| 9-1-II 公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の適正な運営を図ること | 厚生年金基金の設立数、加入員数、代行返上した基金数、解散した基金数（うち特例解散した | 厚生年金基金についてはその安定化を図るため、免除保険料率の凍結解除、過去期間代行給付に係る財政的措置等を講じた | ② | ② |

| | | | | |
|--|--|--|---|---|
| | 基金数)、積立水準の推移、財政再計算又は財政検証の結果について行った指導件数、確定給付企業年金の実施件数、確定拠出年金(企業型)の実施件数、加入者数、確定拠出年金(個人型)の加入者数、国民年金基金の設立数、加入員数 | ところであるが、今後ともこれらの手続を活用することにより、健全化・安定に向けた着実な取組を求めていくこととしている。また、確定給付企業年金及び確定拠出年金は、周知活動等により着実に増加した一方で、事業主や加入者の利便性を高める制度改革が行われ、税制上の優遇措置と相まって、その普及をより一層進めていくことが重要である。 | | |
| 施策目標 2 高齢者の雇用就業を促進すること (基本目標 4 施策目標 3-I を参照) | | | | |
| 施策目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、生活支援を推進すること | | | | |
| 9-3-I 高齢者の介護予防、健康づくり・生きがいづくり及び社会参加の支援を推進すること | 介護予防事業の実施市町村率(各メニューごと)、個別健康教育(4種類)の実施延べ人員数、実施市町村数(種類ごと)、基本健康診査の受診率、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施市町村率、老人クラブ活動等事業の老人クラブ数、加入者数 | 介護予防事業については、平成12年度以降、各メニューごとの実施市町村率はいずれも前年度を上回っており、施策目標は着実に達成されている。改正介護保険法においては、予防重視型のシステムを確立する観点から、新予防給付及び地域支援事業を創設し、継続・一貫性をもった取組を推進することとしている。個別健康教育については、平成15年度は全国3,235市町村のうち1,738市町村(53.7%)で実施しており、基本健康診査の受診率については、平成15年度は44.8%と前年度を上回るなど、老人保健事業の推進により、日々の運動や栄養の摂取と深く関係している心臓病、脳卒中などの疾病の予防と早期発見、早期治療と日常生活の見直し・改善につながっており、住民がQOL(生活の質)を高め生涯充実した安心できる生活を送ることを可能としている。市町村の高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、老人クラブの活動は、いずれも平成16年度において前年度を下回るものの、平成12年度より増加しており、施策目標の達成に貢献している。 | ② | ① |
| 9-3-II 高齢者の生活支援を推進すること | 生活支援事業の実施市町村率(各メニューごと)、生活支援ハウスの箇所数、ケアハウスの入所定員数 | 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくためには、介護予防サービスだけではなく、高齢者の生活支援のための様々な事業施設の整備が重要であり、改正介護保険法における地域支援事業や地域介護・福祉空間整備等交付金などにより、地域の実情に応じた適切な実施を引き続き支援していくことが必要である。なお、生活支援事業のうち、外出支援サービス、寝具類洗濯等サービス、軽度生活援助事業及び訪問理美容サービス事業については、より市町村の創意工夫を生かして事業を実施できるよう、平成17年度から一般財源化した。 | ② | ② |
| 施策目標 4 介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること | | | | |
| 9-4-II 質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること | 介護サービスの提供量(訪問看護員・訪問看護ステーション・通所介護、短期リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・認知症高齢者グループホーム・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・ケアハウス・生活支援ハウス)、指定事業所数(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・認知症対応型生活介護・特定施設入所者生活介護・居宅療養管理指導・福祉用具貸与・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設)、訪問介護員養成研修の修了者数、介護支援専門員実務研修の修了者数、離 | 介護関連施設及び認知症グループホームの整備については、今後は地域介護・福祉空間整備等交付金を活用し、必要性の高い地域について重点的な整備を支援し、自治体の創意工夫を生かした効率的な整備を進めていくことが必要である。介護支援専門員及び介護相談員の研修は、マンパワーの確保及び質の向上に有効であり、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備、介護保険制度の安定的な運営につながっていると評価できるため、必要に応じて内容の見直し等を行いつつ、引き続き実施していく必要がある。認知症介護の指導者・実践者の養成は、適切な認知症ケアを進展する上で有効であり、引き続き実施していく必要があるが、さらに認知症高齢者の早期発見やケアの充実を図るため、地域の認知症ケアシステムの中核的な役割を担う認知症サポート医を養成するための研修事業の実施をはじめ事業の充実を図る必要がある。 | ② | ② |

| | | | |
|--|--|--|--|
| 島等サービス確保対策事業の実施市町村数、介護支援専門員現任研修修了者数、介護相談員養成研修修了者数、指導者・実務者研修の受講者数、認知症高齢者グループホームの箇所数 | | | |
|--|--|--|--|

基本目標 10 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策目標 1 國際機関の活動に対し協力すること

| | | | | |
|-----------------------------------|--|--|---|---|
| 10-1-I 國際労働機関が行う技術協力に對し積極的に協力すること | <p>プロジェクトの対象人数、プロジェクト参画者からの事業評価、参加者数、参加者等からの事業評価、APSDEP活動数（セミナー、会議等の件数）、支援事業の参加者数、支援事業の参加国数、支援事業の参加者満足度、対象者数、配属先責任者の評価</p> | <p>ILOやAPSDEPを通じた本事業は、国際機関の豊富なネットワークと専門知識、ノウハウを活かすとともに、加盟国同士が相互に協力し合う仕組みを探ることにより、アジア太平洋地域の雇用・労働分野における諸問題の解決に、幅広くかつ効率的に貢献している。</p> <p>ILOは計画期間に応じて、第3者機関等による中間評価、最終評価を行い、客観的な事業の評価を行い、より効率的かつ効果的なプロジェクト運営が行われるよう積極的に取り組んでいる。また、全体として、各国政府及び労使団体等により高い評価を得ている。</p> <p>APSDEPに関しても、平成16年度には、加盟国からのニーズを踏まえ「地域に立脚した訓練手法を用いた技能開発に関する専門家会合」を開催する等効果的な事業実施を図っている。</p> <p>全体として、各国政府及び労使団体より高い評価を得ており、国際機関の活動に協力し、国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進するという目標の達成に貢献しているものと考えられ、目標の達成に向けて進展があった。</p> | ② | ② |
|-----------------------------------|--|--|---|---|

施策目標 2 國際協力の促進により国際社会へ貢献すること

| | | | | |
|------------------------------------|---|--|---|---|
| 10-2-I 労働分野における人材育成のための技術協力を推進すること | <p>開発途上人事・労務管理者育成事業研修参加者数、研修参加者からの事業評価、外国人留学生受入事業における外国人留学生の受入人数、帰国留学生の就職状況、国際技能開発計画における受入人数、国際技能開発計画における帰国研修生の復職、就職、待遇、昇進状況、中小企業に対する日本語教育における支援研修生人数、セミナー参加者数、指導書等の作成数</p> | <p>アジア・太平洋地域開発途上国における労使関係安定に資するための人材開発・育成に対し、我が国の労使団体及び各国労使団体の自主的な協力を得て支援を行うことは、各対象国に対し、より実践的で細かいニーズに沿った事業を可能とするものであり、事業評価報告書による調査結果等で各国から高い評価を得ているプロジェクトがある。また、このような事業等による継続的な支援により、日本企業の海外進出等に不可欠な人的ネットワークの構築及び最新情報の取得等のメリットもある。</p> <p>全体として、労働分野における人材育成のための技術協力の推進を通じた国際協力の促進により国際社会に貢献しているものと考えられ、目標の達成に向けて進展があった。</p> | ② | ② |
|------------------------------------|---|--|---|---|

基本目標 11 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策目標 2 研究を支援する体制を整備すること

| | | | | |
|---------------------------------------|---|--|---|---|
| 11-2-I 厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な実施を確保すること | <p>競争的資金の助成件数及び額、厚生労働科学研究推進事業（若手研究者育成活用事業など）による海外派遣人数・受入人数、データベース搭載件数</p> | <p>施策目標の達成に向けて進展があった。今後とも、厚生労働科学研究費補助金について、対象とする研究事業を必要に応じて見直しつつ、原則的に研究課題の公募を行い、優れた研究に対する助成を行うなど、より一層の充実を図るとともに、厚生労働科学研究推進事業による若手研究者育成活用事業の継続的な実施・充実等を図り、若手研究者を中心に人材の育成に努めていく必要がある。更に、厚生労働科学研究費補助金による研究の成果を国立保健医療科学院の設置するデータベース上に搭載し、公開することが必要である。</p> | ② | ② |
|---------------------------------------|---|--|---|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 基本目標 1.2 国民生活の利便性の向上に関するIT化を推進すること | | | | |
| 施策目標 1 厚生労働省電子政府構築計画等を推進すること | | | | |
| 1.2-1-I 国民の利便性・サービスの向上を図り、申請・届出等手続等のオンライン申請利用件数が前年度を上回ること | 申請・届出等手続等のオンライン化実施手続数、申請・届出等手続等のオンライン申請利用件数 | 3,322手続について24時間365日オンライン利用を可能とするとともに、利用促進に取り組むことにより、厚生労働省電子申請・届出システムにおいて、平成15年度の10倍以上のオンライン利用を達成することができ、国民の利便性、サービスの向上に資することができた。 | ② | ② |

※ 実績評価書（事後評価）については、平成17年8月9日付で総務省あて送付している。

○ 終期が到来する事業に関する事業評価書（事後評価）要旨

| 事業名 | 事業内容 | 所見（評価の結果） |
|----------------------|--|--|
| へき地医療拠点病院等運営費 | 無医地区等に設置されたへき地診療所の運営に対する補助（事業費の1/2） | <p>当該事業の推進により、無医地区の数は着実に減少してきており、各計画に基づき総合的に進められている一連の施策が、効果を上げていると考えられる。</p> <p>無医地区の数については、着実な減少を続けているものの、評価指標の推移によると、依然として多くの地区において、多くの居住者が容易に医療機関を利用することができない状態が続いている。へき地診療所の運営等が、その事業の性質上、不採算事業であることから、国による補助を通じて当該運営等を適切に行わしめ、へき地における医療提供体制の確保に努めることは今後とも重要であり、事業継続が必要であると考えられる。</p> |
| 労働条件等自主的改善対策推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業 ・労働条件に関する各種情報提供事業 | <p>当該事業のうち、労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業については、対応が必要とされる事業場に絞り事業を実施する等効果的に事業の実施を図っていると考えられる。また、労働条件に関する各種情報提供事業については、労働条件の改善・向上を図る上で有益な各種情報を簡単かつ迅速に提供することとしており、施策目標の達成の一助となっていると考えられるが、本事業により見込まれる効果の把握方法等についての検討が必要である。</p> |
| 労働条件相談センター事業 | 全国20カ所の労働条件相談センターに配置されている労働条件アドバイザー及び労働条件相談専門家による、労働者及び事業主からの労働条件に関する相談受付 | <p>当該事業については、その手段について労働者及び事業主に資するよう配慮するとともに、労働条件の確保・改善に対する専門知識を有する専門家を配置するなど、効果的・効率的な相談業務を行っており、その結果、相談件数は事業開始以降は全体として増加傾向にある。全体として、安心して働くことができる事業場の確保及び労働条件の確保・改善に寄与するものになっていると考えられるが、本事業により見込まれる効果の把握方法等についての検討が必要である。</p> |
| 新規起業事業場の労働条件整備サポート事業 | 労働条件整備コーチャーによる新規起業事業場への訪問による事業場の実態に合わせた労働条件の管理等の指導、援助 | <p>当該事業については、労働関係法令等の知識が乏しいと考えられる新規起業事業場の事業主に対し、労働関係法令に精通した専門家による直接の指導・援助を行っており、毎年度相当数</p> |

| | | |
|--------------|--|--|
| | | の指導・援助実績があることから、新規起業事業場の労働条件に関するトラブルの未然防止の一助になっているものと考えられるが、本事業により見込まれる効果の把握方法等についての検討が必要である。 |
| 中小企業賃金制度支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業モデル賃金制度作成委員会の開催 ・中小企業団体に対する支援 ・個別中小企業に対する支援 | 当該事業については、大企業に比して中小企業が独力では賃金制度の整備・改善が進めることが困難な状況の中で、これらの中小企業に対して支援を行い、参加企業の増など一定の効果は上がっていることから、大企業と中小企業の賃金制度の整備状況の格差のは正の一助になっており、事業継続は適当であると考える。 |

※ 終期が到来する事業に関する事業評価書（事後評価）については、平成17年8月31日付けで総務省あて送付している。

○ 新規事業に関する事業評価書（事前評価）要旨

| 番号 | 政策（事業）の名称 | 評価結果の概要 | 評価結果の政策への反映状況 |
|----|------------------------------|--|---------------------------------------|
| 1 | へき地・離島に勤務する医師の確保対策事業 | 本事業は、へき地・離島に勤務する医師の確保を図るものであり、へき地や離島診療所に勤務する医師からの24時間診療相談業務及びへき地医療支援機構における代診医に係る派遣調整業務の充実強化等を行うものである。へき地・離島に勤務する医師の不安の解消にもつながることから、結果としてへき地及び離島に勤務を希望する医師が増えることが期待される。また、へき地や離島診療所に勤務する医師から24時間診療相談業務を行うための窓口を全国に1か所設置し、相談及び情報の一元化を図るとともに、へき地医療支援機構の代診医の派遣調整業務の充実強化等を行うことにより、へき地・離島に勤務する医師の負担軽減等に寄与することが見込まれる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：232百万円) |
| 2 | メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導の重点化 | 本事業は、生活習慣病対策における市町村及び医療保険者の役割分担、連携強化を図るための都道府県健康増進計画の見直し、メタボリックシンドロームの概念を導入した健診・保健指導の重点化・効率化などの生活習慣病の予備群を中心とした対策の充実強化を図るものである。いくつかの都道府県で実施する試行事業の結果を踏まえ、総合的な生活習慣病対策の充実強化を全国展開することにより、生活習慣病の発症予防の効果が見込まれる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：239百万円) |
| 3 | がん医療水準の均てん化促進事業 | 本事業は、がん医療水準の均てん化を推進するため、地域がん診療拠点病院の整備を促進するとともに、国立がんセンター及び地域がん診療拠点病院において、がん専門医療従事者研修事業等を行うものである。本事業において、がんの専門医療従事者の育成や地域がん診療拠点病院ネットワークを構築することにより、地域がん診療拠点病院における診断・治療レベルの向上、がんの5年生存率、死亡率の改善が図られるとともに、地域がん診療拠点病院の効率的・効果的な整備が可能となり、がん医療の連携体制の促進が見込まれる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：1,236百万円) |
| 4 | 医療施設の耐震化を促進するための補助事業 | 本事業は、医療機関における耐震化に要する費用を補助することにより、医療施設の耐震化を促進し、患者及び地域住民の安全・安心を確保するものである。本事業において、耐震診断を行うことにより個々の病院における耐震化の取組が推進され、耐震整備について補助を行うことによりさらに施設の耐震化が図られる。何時何処で地震が発生しても病院の被害を最小限に抑えることが可能となり、災害時における医療提供体制の確保の推進に資するものである。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：2,745百万円) |
| 5 | 女性医師バンク（仮称） | 本事業は、女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図り、パートタイム勤務等の職業斡旋事業を実施するため、女性医師バンク（仮称）の設立・運営を公的性をもつ団体に委託するものである。本事業において、女性医師バンク（仮称）を通じた紹介事業が行われ、女性医師の社会復帰が促されることにより、適材適所の人材配置や多様な勤務形態を有する医療機関と女性医師の要求との効率的なマッチング等の効果が見込まれる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：121百万円) |
| 6 | 産科診療所における助産師確保のためのモデル事業 | 助産師のいない産科診療所においては、医師のみでは助産業務の対応が困難な場合があることから、本事業は、周産期領域における医療安全の確保に向けた体制整備を図るために、潜在助産師等を対象に産科の専門的病院で最新の助産に関する知識や技術に係る臨床実務研修等の取組を行うものである。本事業の実施により、臨床実践能力の高い助産師が育成され、産科診療所への助産師の就業が促進されることとなり、産科診療所における安心・安全な助産の充実に資するものと見込まれる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：124百万円) |
| 7 | 看護職員の確保が困難な地域・医 | 本事業は、現在約55万人とされている潜在看護職員の再就業に向けた取組とし | 平成18年度予算概算要求を行った。 |

| | | | |
|----|-----------------------------|--|---|
| | 療機関の看護職員確保のためのモデル事業 | て、臨床技能の向上に重点を置いた事業に取り組むものである。本事業を通じて臨床実務研修を実施することにより、潜在看護師等の就労意欲の向上、看護師の役割の再認識等のほか、看護職員の確保が困難な地域・医療機関等に在職する看護師の看護技術のレベルアップ等を図ることができ、看護職員の就業の促進や資質の向上が見込まれる。 | (概算要求額：109百万円) |
| 8 | がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策 | 本事業は、がんの医療水準の均てん化に向けて、がんの診療機能を有している医療機関に勤務する看護師を対象に、がん医療を中心的に担っている医療機関において専門的な臨床実務研修を行うことにより、質の高いがんの専門的な看護師の育成・強化を推進するものである。本事業の実施により、がん診療機能を有する医療機関の診療レベルの向上・維持に寄与することが見込まれる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：120百万円) |
| 9 | 歯科医師臨床研修費補助事業 | 本事業は、新歯科医師臨床研修制度の施行に当たって指導体制等の充実を図るために、現に研修歯科医を受け入れている臨床研修施設に対し、①指導歯科医等の確保経費、②研修プログラムの企画立案・管理経費、③研修歯科医受け入れのための環境整備等について必要な経費を補助するものである。本事業の実施により、充実した歯科医師臨床研修が実施され、歯科医師の資質の向上が図られるとともに、臨床研修施設には医療安全のための体制整備が義務付けられるため、国民に対しより良質かつ安全な医療の提供が図られるものと見込まれる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：2,390百万円(新規拡充部分)) |
| 10 | 専門薬剤師研修事業 | 本事業は、がん薬物療法等の特定医療分野の専門的な知識・技能を有する薬剤師を養成することを目的とした専門分野研修を実施するものである。当該専門分野研修に対する補助を行うことにより、一定水準の専門的知識及び技能を有する薬剤師が養成され、ひいては医療の質の向上に資することが見込まれる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：115百万円) |
| 11 | 標準的電子カルテ情報交換システム開発委託 | 平成16年度から静岡県の医療機関間の診療情報交換を推進するために開発が進められている電子カルテシステムは、国の研究事業の成果等を踏まえ、国の施策の動向も忠実に反映している。本事業は、当該システムの長所を礎に、他の都道府県においても診療情報交換が可能な標準的な電子カルテシステムを静岡県と共同開発し、全国への展開を図るものである。本事業の実施により、電子カルテの標準化が進み、円滑な診療情報連携が推進されるため、より客観的なセカンドオピニオンが推進される等、患者の視点に立ったより効率的で質の高い医療サービスの提供が可能となる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：125百万円) |
| 12 | がん対策情報センター（仮称） | 本事業は、がん医療水準均てん化の推進に資するため、国立がんセンターにがん対策情報センター（仮称）を設置し、国民・患者に対する最新情報の提供、がん診療施設に対する診療支援、医療従事者に対する研修、臨床研究・治験の基盤整備等の研究支援などを行うとともに、がん対策の企画立案に必要な基礎データの蓄積など、がん対策に関連する様々な情報の収集、分析、発信等を行うものである。がん対策情報センター（仮称）から発信されるがん情報によって、がん医療水準の均てん化の推進や、国民・患者のがん医療に対する不安や不満の解消につながるものと見込まれる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：1,828百万円) |
| 13 | 有期契約労働者就業環境改善プロジェクト | 本事業は、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準（平成15年10月）」等有期労働契約に関する法令等制度の内容を周知徹底するとともに、企業における有期契約労働者を活用するための条件整備に向けた取組を行うものである。本事業の実施により、使用者の有期労働契約に関する法令の理解を促進し、各企業における有期契約労働者を活用するための条件整備に向けた取組をサポートすることで、正社員との格差や有期労働契約の更新、雇止めに関するトラブルの発生が防止され、有期契約労働者の就業環境の改善が図られる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：384百万円) |
| 14 | 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進 | 本事業は、労働時間等の設定改善の具体的な進め方についての助言・指導や、労働時間等の設定改善を団体的取組として行う中小企業団体に対する助成、さらに特に労働時間が長い事業場の事業主に対する自主的取組への勧奨を行うものである。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：1,65.9百万円) |

| | | | |
|-----|---------------------------------|--|---|
| | | 本事業により、労働時間等の設定改善に向けた労使の自主的な取組を実現される。 | |
| 1 5 | 仕事と生活の調和に係る社会的機運の醸成 | 本事業は、仕事と生活の調和を図るために、仕事と生活の調和推進会議の開催や仕事と生活の調和推進キャンペーンの推進を図るものである。本事業により、働く者の意欲と能力を十分發揮し充実した人生を送ることが可能になるとともに、社会全体として企業活力の向上、家庭生活の充実及び地域社会の活性化が図られ、仕事と生活の調和の取れた働き方の実現が図られる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：456万円) |
| 1 6 | 自立就業支援助成金の拡充（地域間移動創業助成金（仮称）の創設） | 本事業は、大都市圏に居住又は勤務していた者が、「雇用機会増大促進地域」に移動し、自ら事業を開始することにより雇用機会を創出した場合に当該事業開始に係る費用の一部を助成するものである。大都市圏に集中する創業のアイディア、経営に関する知識等のノウハウを持った者が、地方で創業することにより、地域雇用開発を推進することとなり、当該地域における新たな雇用機会の創出が図られる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：372百万円) |
| 1 7 | 中小事業主団体等による地域雇用開発活性化事業（仮称） | 本事業は、地域の中小事業主団体等が、高年齢者の活用や後継者の確保を図る取組みとして、連携会議等の開催、高年齢者を活かした新事業展開、後継者の確保に係る取組み等に要する費用（上限5千万円）を支給するものである。これにより、知識・ノウハウを有する高年齢者の活用や後継者の確保育成等を図り、地域再生が促進されることから、2007年問題への対応としても必要な施策である。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：4,000百万円) |
| 1 8 | 建設業新分野雇用創出給付金（仮称） | 本事業は、建設業事業主団体の構成事業主が、実施計画の認定を受け、自ら新分野の事業を創出し、当該事業主の建設労働者を継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に、当該事業の開始に要した費用及び対象労働者の人数に応じて助成する制度である。これにより、建設事業主による新分野への進出を促進し、建設労働者の雇用の安定が図られる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：107百万円) |
| 1 9 | 生活保護受給者等就労支援事業 | 本事業は、ハローワークが福祉事務所と連携し、就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、①就労支援コーディネーターによる支援メニューの選定等、②就職支援ナビゲーターによる担当者制のきめ細かな就職支援、による就労支援を実施するものである。これにより、増加傾向にある受給者の就労支援を推進し、生活保護及び児童扶養手当への依存からの自立を支援することが図られる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：368百万円（新規拡充部分）) |
| 2 0 | 刑務所出所者等就労支援事業 | 本事業は、刑務所出所者等の就労による社会的自立を効果的に推進するために、①刑務所・少年院とハローワークで連携した職業相談、職業紹介等、②社会的自立推進機関を通じた就労支援、③ハローワークの職業相談体制の強化により、刑務所出所者等に対する適切な就労支援を行うものである。これにより、就労による刑務所出所者等の自立を促し、再犯の防止や社会全体の安定に資する。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：383百万円) |
| 2 1 | 退職前高齢者生きがい就業体験事業（仮称） | 本事業は、いわゆる「団塊の世代」が定年退職年齢に達することが目前となる中で、定年退職後の雇用・就業、生活に関する設計を立てるための参考とするため、シルバー人材センターで提供する仕事を体験するなどの事業を実施する。これにより、円滑かつ適切な定年退職後の雇用・就業、生活に関する設計の構築が可能になる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：155百万円) |
| 2 2 | フリーター常用就職支援事業の強化 | 本事業は、フリーターに対し、支援対象者ごとの課題に応じ、就職活動の目標、具体的支援メニューを盛り込んだ就職支援プランを作成し就職に向けた認識の深化を図ることで、「フリーター20万人常用雇用化プラン」を推進するものである。これにより、若年者側の職業意識の不十分さという面を補完し、フリーターを常用就職させることが見込まれる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：636百万円) |
| 2 3 | ジョブカフェ等によるきめ細かな就職支援 | 本事業は、フリーターに対する就職支援機能の拡充を図るため、ジョブカフェにおいて都道府県、経済団体等地域関係者によって委託実施されている地域連携事業に、脱フリーター支援セミナー、フリーターに重点化した職場体験、就職相談等を | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：2,674百万円（新規拡充部分）) |

| | | | |
|----|--------------------------------------|--|---|
| | | 実施し、フリーターの増加傾向を転換させるものである。これにより「フリーター20万人常用雇用化プラン」の充実・強化を図るとともに、若者一人ひとりに応じたきめ細かな対応が可能となり、フリーターに重点化した就職支援を実施、常用雇用化することで、フリーターの減少が見込まれるものである。 | |
| 24 | 若者の募集採用方法等の見直しの推進 | 本事業は、若者の就職機会の拡大、公平性の確保等を促す観点から、マニュアルの開発・普及、経済団体の協力によるモデル事業の推進等により、企業の募集採用方法、雇用管理等の慣行の見直しを図るものである。これにより、学卒未就職失業者やフリーターを常用就職させ、若年失業者やフリーターの減少が見込まれる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：140百万円) |
| 25 | 若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備 | 本事業は、就職に向けて心理面を含めた多様な悩み、課題を有する若者を対象に、挫折感や対人関係の不安等の解消を図るために、全国のハローワーク、ヤングワークプラザ等において常時カウンセリングサービスを提供できる体制を整備するものである。これにより、地域における若者自立支援ネットワークの一翼を担いつつ、それぞれの課題に応じた個別的、専門的サービス等を提供することにより、職業自立を促すことができる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：491百万円) |
| 26 | ホームレス就業支援事業 | 本事業は、ホームレスが多数存在する地域において、就業により自立の意志があるホームレスを対象に、これまで行ってきた就業支援相談、就業機会確保支援、職場体験講習に加え、軽作業等を通じて求職活動や就職後に必要となる生活・労働習慣等の向上を図るとともに、個々の就業能力等の把握を行い支援に活用する、「ホームレス就業促進事業（仮称）」を新たに実施するものである。これにより、ホームレスの就業意欲の増進や基礎的労働・生活習慣の体得を促し、ホームレスの自立が見込まれる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：377百万円（新規拡充部分）) |
| 27 | 地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業 | 本事業は、いわゆるニート等の若者の自立を支援するため、地域の若者支援機関のネットワークを構築し、その中心地として「地域若者サポートステーション（仮称）」を設置するものであり、同ステーションにおいて、①相談支援事業、②職業意識啓発事業、③コーディネート事業を行うことにより、ニート等の若者の職業的自立支援を図ることが可能になるものである。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：1,103百万円) |
| 28 | 2007年問題に直面する中小企業等への技能継承支援の展開 | 本事業は、定年退職等により熟年技能者の技能が継承されずものづくりの衰退を招く恐れがあることに対応して、①2007年問題・技能継承の必要性に関する広報啓発、②技能継承の方法等についての助言・情報提供等、③助成金を活用した中小企業等の技能継承の取組に対する支援、を実施する。これにより、各企業における技能継承の取組を促進し、円滑な技能継承を図ることが可能になるものである。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：445百万円) |
| 29 | 子育て女性起業支援助成金（仮称）の創設 | 本事業は、子育てのため労働市場を一時離れつつも、就業希望を有する女性が再び労働市場に戻るべくチャレンジできる環境を整備するため、離職してからブランクのある子育て期にある女性が起業する場合、当該起業に係る費用の一部を助成するものである。本事業の実施により、子育て期の女性の起業に当たっての資金面での問題が解消されることにより、起業が促進され、その結果子育て期の女性の就業が増加し、雇用創出の効果が期待される。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：3,505百万円) |
| 30 | パートタイム労働者の均衡待遇に向けた事業主の取組に対する助成金の支給事業 | 本事業は、パートタイム労働者の正社員との均衡を考慮した待遇（均衡待遇）に向けた取組を行う事業主を支援するため、助成金を支給するものである。本事業の実施により、取組への意欲を持ちながら、資金的な制約により均衡待遇に向けた具体的な取組に踏み込めない事業主に対して、人事待遇制度の見直しに必要な財政的支援を行うことが可能となり、パートタイム労働者の均衡待遇が進むことで、短時間就労を希望する女性や高齢者等の就業可能性、経済的自立性を高めることや、仕事と育児の両立可能性を向上させる効果が期待される。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：204百万円（新規拡充部分）) |
| 31 | 中小企業子育て支援助成金（仮称）の創設 | 本事業は、中小企業で働く労働者が安心して出産し、働きながら子育てをする条件を実現するため、中小企業に対する支援を充実し、育児休業取得者、短時間勤務 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：2,156百万円) |

| | | | |
|-----|---|--|--|
| | | 制度の適用者等が初めて出た中小企業事業主に対する助成金を支給するものである。本事業の実施により、中小企業において、育児休業等の取得が促進され、育児休業に対する事業主や労働者の正しい認識や理解が得られることにより、労働者の職業生活と家庭生活の両立がしやすい職場環境が整備されることが見込まれる。 | |
| 3 2 | 母子保健医療対策等総合支援事業の充実 | 本事業は、各自治体における子供の健康の確保と母子保健医療体制の充実を図るために、小児医療及び産科医療の体制整備のための事業を実施するための経費の補助を行うものである。本事業は、安心して子供を産み、健やかに育てる基盤となるものであり、本事業の実施により、小児科医・産科医の不足に対応し、各地域で充実した医療体制を構築することができる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：4,114百万円) ※ 上記金額は母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）の額であり、「小児科・産科医療体制整備事業の実施」に関する金額は上記金額の内数。 |
| 3 3 | 自殺予防活動を行うボランティア団体等に対する支援（セーフティネット支援対策等事業費補助金） | 本事業は、地域福祉の担い手として活動している福祉ボランティア活動者などに対して、自殺を考えている者等と接する際に必要な基本的な知識や技術を身につけるなど、地域における自殺予防対策等の支援を行うものである。本事業の実施により、日々の活動の中で自殺を考えている者等と直接に接する機会の多い福祉ボランティア活動者などが、相手の生活環境や心理状況に配慮した対応の手法を身につけることで、精神保健福祉センターや保健所といった相談支援機関等での対応へのつなぎの円滑化を図ることが可能となる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：17,000百万円（新規拡充部分）) ※ 上記金額はセーフティネット支援対策等事業費補助金の額であり、「自殺予防活動を行うボランティア団体等に対する支援」に関する額は上記金額の内数。 |
| 3 4 | 介護予防に係る事業評価・市町村支援事業費 | 本事業は、平成18年4月より介護保険制度に創設される地域支援事業（介護予防事業）及び新予防給付について、全国的に介護予防の観点から効果的な事業（サービス）実施が図られるよう、①都道府県に「介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会（仮称）」を設置し、②市町村や事業者が行う介護予防に関する事業の効果を調査分析するとともに、③事業評価や担当者の研修等を通じ、必要な支援を行うものである。本事業により、市町村や事業者が行う介護予防に関する事業の質が向上し、新たに要介護認定を受ける者（要介護状態に陥る者）が減少することが見込まれる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：517百万円) |
| 3 5 | 地域支援事業 | 総合的な介護予防システムの確立のためには、要支援・要介護状態になる前からの介護予防が重要であることから、本事業は、現行の介護予防・地域支え合い事業等を見直し、効果的な介護予防サービスを提供するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から創設するものである。本事業は、要支援・要介護状態の防止に資することにより、要介護者の増加の抑制、ひいては介護保険の給付費の抑制につながるものであり、また、虐待の早期発見や地域高齢者の実態把握等に資するものである。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：47,311百万円) |
| 3 6 | 継続的評価分析等に要する経費 | 本事業は、介護保険制度改革に伴い新設される新予防給付サービスや介護予防事業（地域支援事業）の実施状況等について、①各市町村や介護サービス現場における定点観測や定期的な報告によるデータを集積し、②国の設定したテーマに基づき、地方自治体において調査研究やモデル事業等を実施し、その研究データを収集するものである。これにより、今般の改正法律案に対する修正で求められた検討の材料とし、今後の政策立案に反映させるものである。本事業により、新予防給付サービス等の現場における実施状況等に関するデータを集積することが可能となり、その評価分析結果により適正な措置を講ずることができると見込まれる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：774百万円) |
| 3 7 | 高齢者介護実態調査事業 | 本事業は、入所施設（又は居宅）における高齢者並びに若年障害者の心身の状況及び介護の手間のかかり具合について、個々の対象者ごとの介護の実態の調査・分析を行い、新たな要介護認定基準時間の作成に着手するものである。本事業の実施によって、新たな評価手法の基本データを得ることが可能となり、若年障害者も含めた新たな要介護認定基準時間の作成に着手することができ、「被保険者・受給者の範囲」の検討が可能となる。 | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：465百万円) |
| 3 8 | 認知症対策等総合支援事業 | これまで区々に行われてきた認知症高齢者等に対する支援事業について、認知症 | 平成18年度予算概算要求を行った。 |

| | | | |
|----|----------|--|-------------------------------------|
| | | <p>となった本人やその家族に対し各ステージに即した支援を行い、認知症対策を総合的に推進していくため、地域支援、医療体制の充実、認知症ケアの質の向上等を柱とした事業を取りまとめて再構築するものである。認知症当事者やその家族に対する支援については、認知症予防、早期診断・早期対応を行うための医療体制の充実、認知症介護従事者の質の向上、身体拘束廃止など、認知症の各ステージに即した事業展開が重要であり、また、地域づくりに係る事業については、認知症に対する正しい知識の普及や理解の促進の取組をはじめ、地域資源の有機的な連携ネットワークの構築により、徘徊等の問題に対して円滑に対応できるような地域づくりを行うことが重要である。本事業を推進していくことにより、認知症になつても安心して暮らすことのできる地域づくりが図られる。</p> | (概算要求額：1,550百万円) |
| 39 | 広域連合支援経費 | <p>地域包括支援センターが地域支援事業として行う介護予防事業と包括的支援事業（①介護予防マネジメント、②総合相談・支援事業、③地域ケア支援事業、④権利擁護事業の4事業）を広域連合において効果的に行うには、介護予防事業と包括的支援事業が相互に連携を持って進められる必要がある。本事業は、①保険者である広域連合がデータ等を一元的に管理し、どのように事業を行うことが最も効率的かを検証し、また、次期事業期の地域支援事業に関するデータとするべくシステムにより管理を行うとともに、②広域連合に対し地域支援事業の具体的な実施に係る検討打合費、研修会費、広報啓発費の補助を行うものである。本事業の実施により、広域連合の構成市町村間における事業の方法・内容に整合性がとれ、かつ、内容の充実した介護予防事業と包括的支援事業の実施が図られる。</p> | 平成18年度予算概算要求を行った。 (概算要求額：533百万円) |

※ 新規事業に関する事業評価書（事前評価）については、平成17年8月31日付けで総務省あて送付している。